

第三期

佐世保市

地域福祉計画
地域福祉活動計画
— 概要版 —

平成31年（2019年）3月
佐世保市・佐世保市社会福祉協議会

計画策定の背景

人々が日常生活の中で抱える課題は複合的なものとなり、従来の縦割りによる制度では十分に対応しきれない制度の狭間が顕在化し、虐待や孤立死、差別や排除、潜在的な生活困窮、子どもの貧困の連鎖といった様々な課題の解決が求められています。

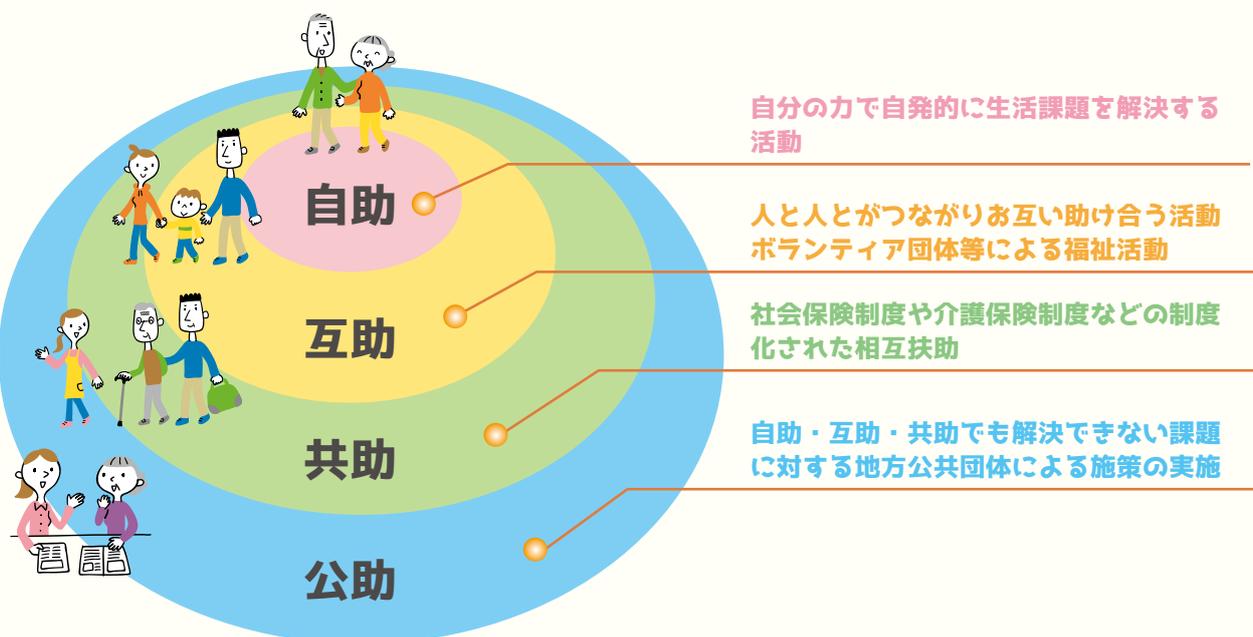
こうした状況から、子ども・高齢者・障がい者誰もが地域、生きがい、暮らしを共に創り高め合うことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

その中で、市町村地域福祉計画の充実等を内容とする社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画は各福祉分野の上位計画として位置づけられたことで、地域共生社会の実現に向けた取組みとして、さらなる地域福祉の推進を図ることが重要となりました。

地域の人と人のつながりを大切にし、誰もが安心して暮らしていくことができる地域共生社会をめざし、本市の地域福祉を一層推進するため、「第3期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画」を策定します。

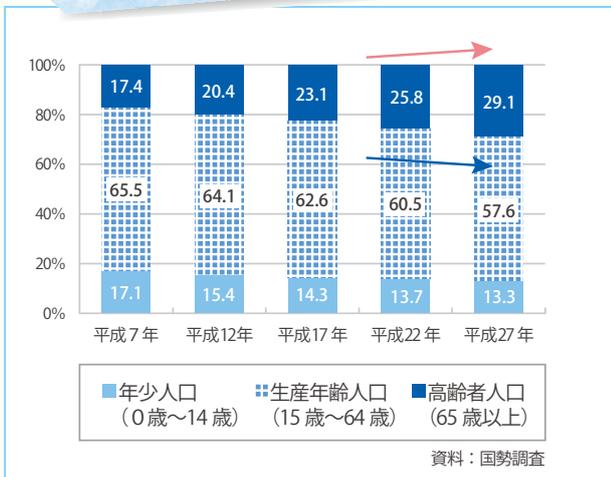
地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域でいくつになっても健やかに安心して暮らすことができるよう、地域住民、社会福祉事業者、ボランティア、行政等が自助、互助、共助、公助それぞれ「できること」を把握し、協働しながら地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。



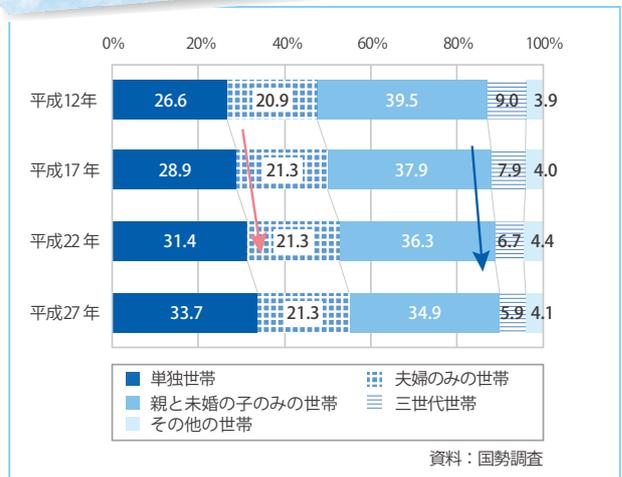
佐世保市を取り巻く状況

人口構成の推移



年齢3区分別構成比の推移をみると、年少人口割合が低下する一方で、高齢者人口割合が上昇しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

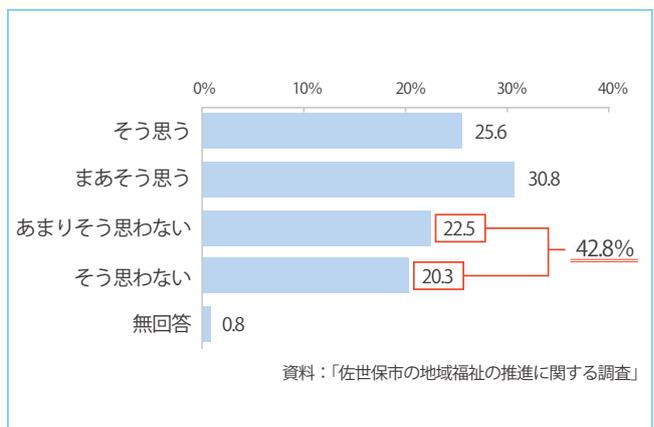
世帯構成の推移



世帯構成割合の推移をみると、「単独世帯」割合は増加が続いている一方、「親と未婚の子のみの世帯」、「三世帯世帯」の割合は減少が続いています。

地域に家族以外で相談できる人がいるか

地域に家族以外で相談できる人がいるかどうかについてみると、「まあそう思う」が30.8%と最も高くなっています。その一方で、「思わない（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）も42.8%と高くなっています。



座談会（地域づくりカフェ）の主な意見

- 支援を求める人、そうでない人でも、「困った時にはここに行けばいい」と常に認識できる窓口が必要
- 相談したくても誰にしていかわからず困っている人が多い
- 困る前から地域の人々とのつながりを大事にしなければならない
- 子どもから大人まで（障がい者、お年寄り）が集まれる場所を設ける
- 今回の地域づくりカフェのような場があったら、様々な分野、地域の方々と話ができ、連携づくりのきっかけになると思う

等々

地域福祉に関する課題

◆ 相談支援体制・連携の充実

身近な地域において、地域の課題把握・解決のため、相談しやすい環境づくりや相談支援体制の充実が求められています。



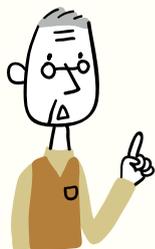
佐世保市でも、高齢化や世帯の小規模化が進んでいるみたい。

高齢者や子育て中の保護者の孤立化など、誰にも相談できず、状況が悪化しているのでは・・・



◆ 課題を解決できる地域力の強化

地域のために何か役に立ちたいと思っても、それが活動につながっていない矛盾があることから、ボランティア・市民活動団体のPRや活動の促進等による福祉活動の充実と人材育成に取組み、地域の力で課題を解決できる仕組みづくりが必要です。



地域のために何か役に立ちたいけれど、参加する機会がない・・・

活動の内容や方法がわからないし、一緒に活動する仲間がいない・・・



◆ ニーズに応じた福祉サービスの充実

専門職や関係機関が連携し、フォーマル・インフォーマルサービスを組み合わせ自立した生活を支える福祉サービスの充実が必要です。



生活に困窮している方を早期に発見できる仕組みづくりとそれを支援する体制づくりが必要だと思う。

災害時に、支援が必要な人への迅速な対応も必要だと思う。



基本理念 (めざすまちの姿)



一人ひとりが役割を持ち、 地域で支えあいながら暮らすことができる 「地域共生社会」の実現

～ 人と思いがつながるまち佐世保 ～



市民一人ひとりが住み慣れた地域で、いくつになっても健やかに安心して暮らすためには、介護、障がい、子育て、生活困窮など、各分野の制度を充実させていくことはもちろんですが、制度上、明確に位置づけがなく、支援が必要な「制度の狭間」にある状態や世帯の中で複合化した問題を抱えている状態など、地域では必ずしも制度の枠組みだけでは対応できない課題を抱えています。

地域が抱える課題を解決するため、本計画では、従来の制度や組織の「縦割り」を「つながり」に変えて、より効果的な仕組みづくりをめざし、身近な地域で気軽に相談できる包括的な相談体制づくりや地域の課題を地域で解決する地域力の強化、関係者が連携し適切な支援につながる体制づくりなどに取組み地域福祉の推進を図ります。

また、地域福祉の推進は、地域づくりと不可分の関係であることから、市民一人ひとりが「自分や家族が暮らしたいまち」を主体的に考え、積極的に地域づくりに参画しやすい機会の充実に努めます。

市民をはじめ、行政機関や専門機関、関係団体、企業など、多様な主体が、世代や分野を超え相互につながり、それぞれの特性を活かしながら自らの役割を考え、自助・互助・共助の考えを基本として身近な地域で主体的活動を行い、みんなが協力し支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉を推進してまいります。

基本理念を達成するための基本目標

3つの基本目標を歯車に、地域福祉を推進する具体的な取組みを行います。



基本目標

1

地域の課題把握・解決のための仕組みづくり

～様々な課題に対応した相談支援 **体制・連携の充実**～

地域の課題は様々で、地域で顔の見える関係づくりによって把握していくことが重要です。把握された地域課題の解決に向けては、地域住民等による相互の見守りや支え合いの仕組みづくり、専門職等が連携した相談支援体制の充実等を図ります。

あわせて、福祉のみならず多分野の連携による、包括的支援体制の強化を図ります。

《重点プロジェクト》

佐世保“地域福祉・生活支援ネットワーク”プロジェクト

1 地域の課題を把握する体制づくり

- (1) 身近に相談できる体制づくり
- (2) 民生委員・児童委員の活動支援

3 情報発信力の強化

- (1) 福祉サービス利用者の選択に役立つ情報提供
- (2) コミュニティソーシャルワークに対応した情報提供

2 課題を解決するための体制づくりと活動の促進

- (1) 地域福祉を推進する組織の基盤強化と活動支援
- (2) 多機関協働による地域の相談支援体制の構築
- (3) 課題解決に向けて“つながる”仕組みづくり

例



地域で活動する専門機関や専門職等の連携（ネットワーク化）により地域課題の解決に取り組めます。

地域における福祉活動の充実と人材育成

～様々な課題を解決できる **地域力の強化**～

住民同士が互いに支え合うとともに、一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、活動に参加することが重要です。

地域のつながりを深める地域活動の推進や、住民主体のボランティア団体等の育成・支援、学校や企業等と連携したふくし教育を実践し、地域における福祉活動の充実等を図ります。

＜重点プロジェクト＞

佐世保“地域福祉教育”プロジェクト

1 住民による自主的な地域活動の推進

- (1) ふれあいいきいきサロンの推進
- (2) 食を通じた地域活動の支援
- (3) コミュニティビジネスに関する研究

2 ボランティア・市民活動の推進

- (1) ボランティアセンター運営
- (2) ボランティア活動支援
- (3) 災害ボランティアネットワークの推進
- (4) 災害ボランティアに関する意識啓発

3 共に生きる地域づくりの推進

- (1) ふくし教育の実践
- (2) 地域福祉への意識啓発
- (3) 福祉活動プラザの運営

例



小学校・中学校・義務教育学校でのふくし教育を実践し、地域での支え合いについて学びます。

自立した生活を支える福祉サービスの展開

～様々なニーズに応じた **福祉サービスの充実**～

地域で自立した生活を支える福祉サービスは、支援を必要とする個人が抱える課題に応じて適切に提供されることが重要です。

支援を必要とする人や関係者等に対して、経済的自立の助長や権利を擁護するサービスを実践するとともに、災害時や緊急時に対応した体制の充実等を図ります。

＜重点プロジェクト＞

佐世保“安全・安心のまちづくり”プロジェクト

1 生活支援・自立支援等の取組み

- (1) 佐世保市福祉資金貸付事業
- (2) 長崎県生活福祉資金貸付事業
- (3) 生活困窮者自立相談支援事業の推進
- (4) 日常生活自立支援事業
- (5) させぼ成年後見センター運営事業

2 緊急時や災害時に対応できる体制の充実

- (1) 緊急時・救急時に備える取組み
- (2) 災害時避難行動要支援者支援事業の推進
- (3) 福祉避難所

3 社会福祉法人による公益的な取組みの充実

- (1) 地域公益事業への地域の福祉ニーズの反映

例



地域の防災マップを作成することで、一人ひとりの防災に関する認識や関心を高めるとともに、地域の連帯を深めます。

施策の展開

基本目標

1

地域の課題把握・解決のための仕組みづくり

重点
プロジェクト

佐世保“地域福祉・生活支援ネットワーク”プロジェクト

身近な地域で気軽に立ち寄り、相談ができる「場づくり」を進めるとともに、把握した課題解決のため、各種制度や組織の縦割りを越えた支援が可能となるよう、「地域の現場で活動する人たち」がつながり、一つになれる協議体を構成し、地域住民、医療・福祉の専門職をはじめ、多職種・多機関の連携による地域づくりに取り組みます。

地域福祉・生活支援ネットワーク

【プロジェクトの内容】

- 地域の複合的な課題や実践活動に関する情報を市域的に集約し共有するとともに、課題の解決に向けた取組みを検討するための協議の場を設けることで、地域で実働する専門機関や専門職によるネットワークを構築します。

【プロジェクト推進主体】

- ◆ 社会福祉協議会
- ◆ 佐世保市・生活支援コーディネーター（第1層）

地域カフェ

【プロジェクトの内容】

- 地区自治協議会 27 圏域で、世代を問わず、地域の住民誰もが、いつでも、気軽に立ち寄れる「場」として、「地域カフェ」の設置を推進します。
- 地域の現場で活動する人同士が地域課題を共有し、地域づくりの取組みを広げるために、座談会等の開催による話し合いの場づくりを関係機関と連携し推進します。
- 各分野の専門職員が「地域カフェ」をまわり、参加した人からの相談に対応する「移動巡回相談」の実施を推進し、潜在的な困りごとの把握につなげます。

【プロジェクト推進主体】

- ◆ 社会福祉協議会
- ◆ 地区自治協議会

地域包括庁内推進会議

【プロジェクトの内容】

- 福祉のみならず、多分野の公的サービス連携による包括的支援体制を構築するために、庁内の各部署がつながる地域包括庁内推進会議を開催します。
- 地域だけでは解決できない課題の解決に向けた方策の検討や、各分野の連携強化を図ります。

【プロジェクト推進主体】

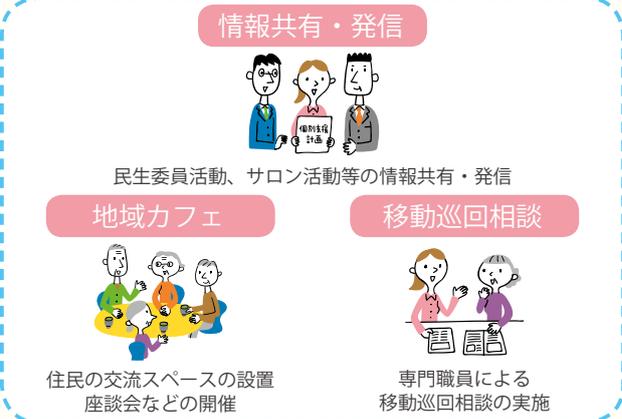
- ◆ 佐世保市

プロジェクト
ロードマップ

項目	2019	2020	2021	2022	2023	2024以降
地域福祉・生活支援ネットワーク	実施に向けた検討	地域福祉・生活支援ネットワークの推進 課題やニーズに応じた新たな連携や対策の検討				
地域カフェの設置・運営	設置に向けた検討	地域カフェの実施 移動巡回相談の実施				
地域包括庁内推進会議	地域包括庁内推進会議の実施					

【基本目標1 重点プロジェクトイメージ】

27 圏域 **地域福祉活動の実践**【地域課題の把握・課題解決に向けた住民主体の地域福祉活動実践】



圏域毎の取組みへ課題解決策をフィードバック
地域での多職種連携による地域福祉活動の実践

充実

共有

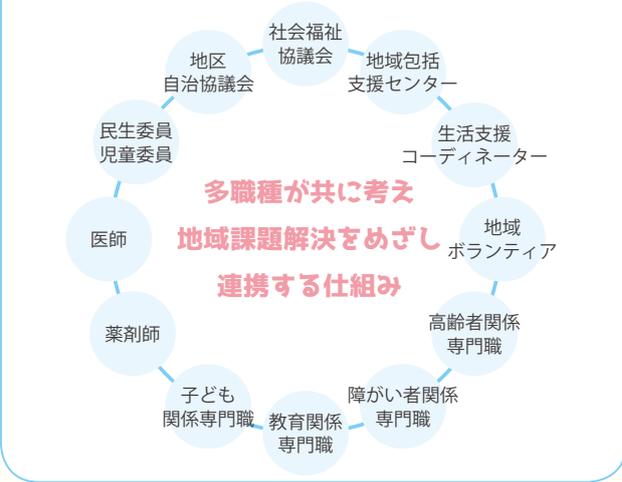
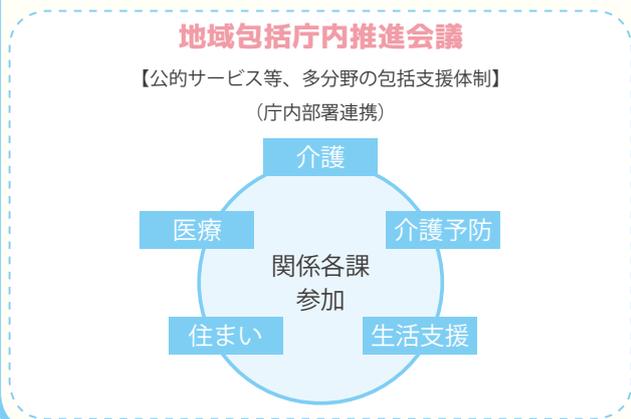
圏域毎では解決できない課題
地域の声（ニーズ）

市域

地域では解決できない課題

地域福祉・生活支援ネットワーク

【複合化した地域課題の共有・解決のための相談支援ネットワーク】
(会議主体：社会福祉協議会・生活支援コーディネーター)



施策 1

地域の課題を把握する体制づくり

社会福祉協議会が有する機能やこれまで培ったノウハウを活かし、機能強化を図るとともに、調査の実施や専門職自ら地域に出向き、ニーズの掘り起しを進めます。

さらに、地域組織だけでなく、行政や各種関係機関・団体等との連携・協力体制を構築し、課題把握に取り組めます。

主な取り組み

(1) 身近に相談できる体制づくり

【社会福祉協議会】

- 地区担当職員による活動支援（ふれあいいきいきサロン、見守り活動のバックアップなど）

(2) 民生委員・児童委員の活動支援

【佐世保市】

- 民生委員児童委員活動費補助事業
- 連絡調整会議及び各種研修会の開催

【社会福祉協議会】

- 地区定例会等への参加（事業の周知、説明）
- 相談対応のバックアップ（困難ケースへの対応など）



施策 2

課題を解決するための体制づくりと活動の促進

地区自治協議会において、地域の人と人のつながりを活かした自主的な福祉活動に取り組む体制づくりを推進するとともに、自主的な福祉活動が促進されるよう行政や社会福祉協議会等が下支えします。

主な取り組み

(1) 地域福祉を推進する組織の基盤強化と活動支援

【佐世保市】

- 地区福祉推進協議会と地区自治協議会との再編・合流
- 地域福祉の視点を持った地域づくりを推進しやすい活動拠点への移行（地区公民館のコミュニティ施設化等）

【社会福祉協議会】

- 地区担当職員の配置による実践活動の連携・支援
- 保健福祉部会等の代表による連絡会の設置・会議の開催、事務局としての活動推進
- 保健福祉部会等の構成員を対象とした研修会の開催（複数のブロックに分けて開催）

(2) 多機関協働による地域の相談支援体制の構築

【社会福祉協議会】

- 地域福祉・生活支援ネットワークの構築



(3) 課題解決に向けて“つながる”仕組みづくり

【佐世保市】

- 地域包括庁内推進会議の開催

【社会福祉協議会】

- 「地域カフェ」の設置を推進
- 座談会等の開催による話し合いの場づくりの推進

施策 3

情報発信力の強化

市や社会福祉協議会において、相談機関や窓口、サービスの情報を一体的に周知していくとともに、市民が必要としている情報のニーズ把握を行い、対象者に応じた媒体・手段による情報発信を行います。

主な取組み

(1) 福祉サービス利用者の選択に役立つ情報提供

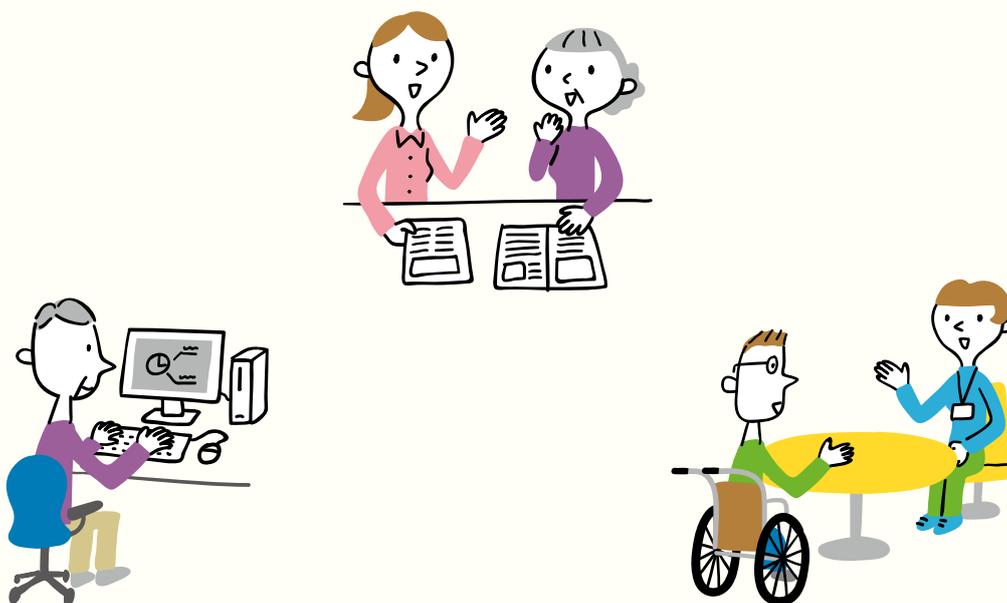
【社会福祉協議会】

- 福祉制度やボランティア活動、地域活動に関する情報をホームページに掲載
- 最新の情報を提供するための情報更新
- 閲覧者から問合せができる仕組みづくり

(2) コミュニティソーシャルワークに対応した情報提供

【社会福祉協議会】

- ホームページや広報紙等による情報提供
- 市民が必要とする情報ニーズの把握
- 新たな社会資源の情報収集



地域における福祉活動の充実と人材育成

重点 プロジェクト

佐世保“地域福祉教育”プロジェクト

子どもから大人まで、多様な人との出会いや交流から、生命を大切に、他人への思いやりや感謝の気持ちを持つとともに、人間の生き方について学び、それぞれの立場や心情を思いやり、互いに支え合うことの素晴らしさにふれるような機会づくりを推進します。

【プロジェクトの内容】

- これまでの事業内容を活かしながら、小・中・義務教育学校で活用できるふくし教育プログラムを作成し、普及を図ります。(地域での支え合いを学ぶ、学校と地域をつなげるなど、具体的なプログラムの実践)
- 一般企業向けにふくし教育プログラムを作成し普及を図ります。(会社研修等で障がい者施設を訪問するなど、具体的なプログラムの実践)

【プロジェクト実施主体】

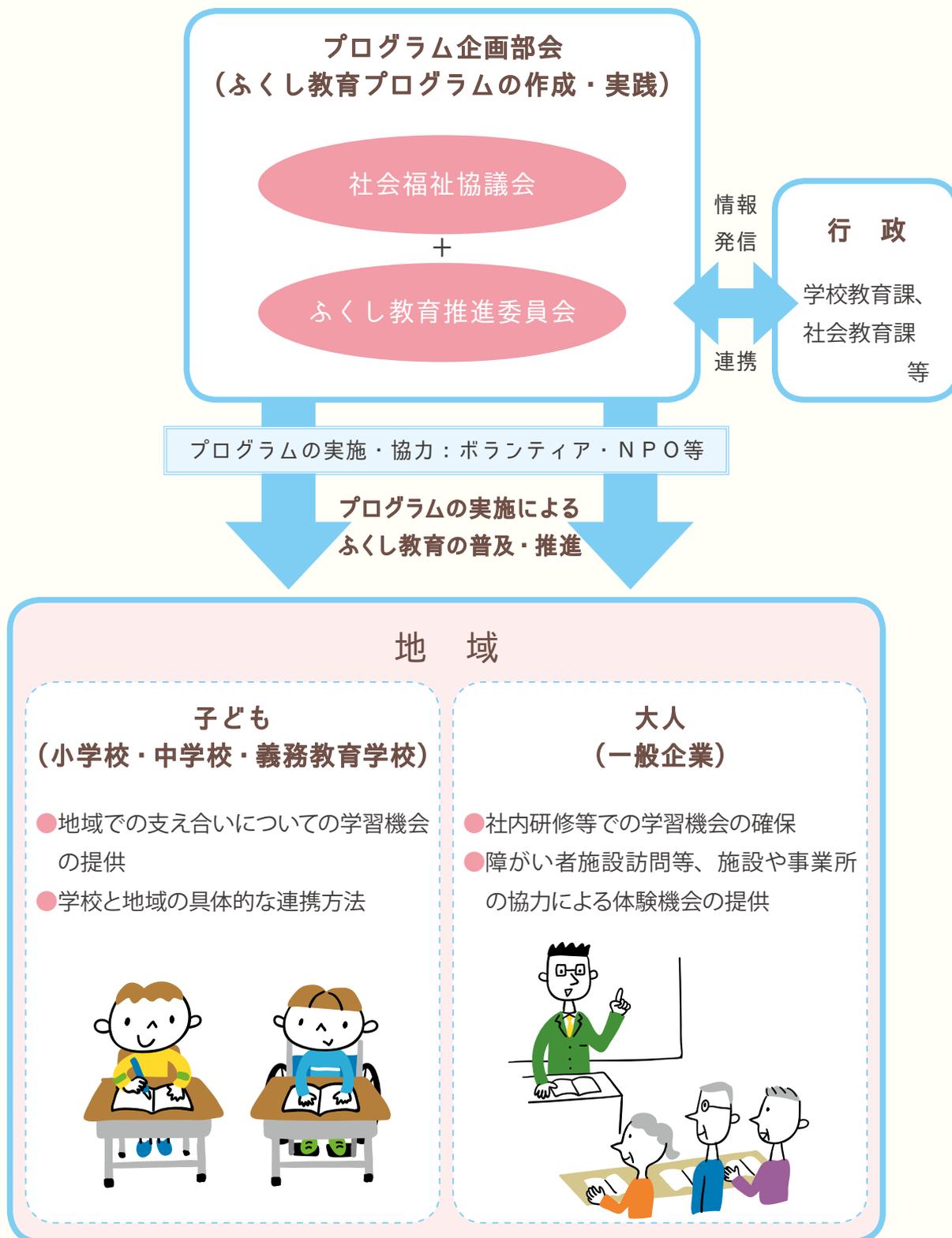
◆ 社会福祉協議会

◆ ふくし教育推進委員会

プロジェクト ロードマップ

項目	2019	2020	2021	2022	2023	2024 以降
児童生徒対象 プログラムの 作成・推進	プログラム 作成	実施状況をふまえた プログラムの見直し				
	モデル 実施校 の選出	モデル校でのプログラムの実施			実施校の拡大	
社会人対象 プログラムの 作成・推進		プログラム 作成	実施状況をふまえた プログラムの見直し			
	実践事例 の研究	実施企業 の募集	企業でのプログラムの実施			

【基本目標2 重点プロジェクトイメージ】



施策 1

住民による自主的な地域活動の推進

住民同士が気軽に集い日常的に交流できるよう、地域のボランティアによるレクリエーションなどの活動を推進するとともに、地域住民自らが魅力的な地域活動を行うことができるよう、先駆的な取組みなどについて研究検討します。

主な取組み

(1) ふれあいいきいきサロンの推進

【社会福祉協議会】

- レクリエーションの実施、遊具の貸出、初期活動に対する財政的支援等の実施
- サロンリーダー及びボランティアの支援・育成(いきいきサロンリーダー研修会等の開催)
- いきいきサロン活動の周知、事業説明等による開設支援
- サロン活動の支援につながる関係機関、企業の情報収集、連絡調整
- 地域共生サロンの開設の推進
(既存サロンや社会福祉法人等への事業説明、協力依頼、活動周知等)

(2) 食を通じた地域活動の支援

【社会福祉協議会】

- 食事サービスグループへの活動実績に応じた助成金の交付
- ボランティアを対象とした料理教室の実施
- 子ども食堂など食を通じた交流活動への支援
(市民や企業への広報、協力企業との連絡調整など)



(3) コミュニティビジネスに関する研究

【社会福祉協議会】

- 福祉分野における先行事例の研究
- 新たな活動の創出に向けた検討

施策 2

ボランティア・市民活動の推進

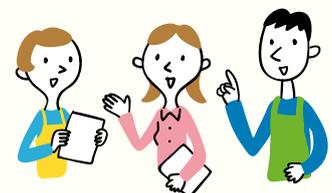
ボランティア・市民活動に参加するきっかけを提供し、ボランティア等の養成と活動支援の充実を図ります。特に、個人の資格や特技を活かせるようなコーディネートを行うとともに、若年層や子育て世代、退職前後世代などに対する、多様なアプローチを充実し、新たな参加を推進します。

主な取組み

(1) ボランティアセンター運営

【社会福祉協議会】

- ボランティアに関する相談対応
- ボランティア活動希望者とニーズとのマッチング
- ホームページ等によるボランティア情報の発信
- ボランティア広報紙の発行



(2) ボランティア活動支援

【佐世保市】

- ボランティアセンターと共催で、市民公益活動を行っている団体・個人に対する研修の開催
- 「市民協働交流月間」等の開催

【社会福祉協議会】

- 各種ボランティア講座及び研修会の開催
- 登録ボランティアグループへの研修費補助
- ボランティア出前講座の実施

(3) 災害ボランティアネットワークの推進

【社会福祉協議会】

- 佐世保市災害ボランティアネットワーク連絡協議会の運営（連絡会議の開催）
- 市総合防災訓練への参加
- 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

(4) 災害ボランティアに関する意識啓発

【社会福祉協議会】

- 災害ボランティア研修会等の開催
- 地区自治協議会と連携した災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施
- ホームページ及び広報紙による情報発信



施策 3

共に生きる地域づくりの推進

学校教育や生涯学習と連携したふくし教育を推進するとともに、企業や若い世代に対して、福祉意識の醸成を図り、地域福祉活動の担い手として育成することで、地域の活性化を推進します。また、社会的包摂の考え方について普及・啓発を図ります。

主な取組み

(1) ふくし教育の実践

【社会福祉協議会】

- 地域の関係団体や構成員を対象としたふくし教育の実践
- 地域住民を対象としたふくし教育の実践
- 学校や企業と連携したふくし教育の実践
- 市民を対象としたふくし教育推進フォーラムの開催
- ふくし教育推進委員会の開催

(2) 地域福祉への意識啓発

【社会福祉協議会】

- 地域福祉講演会の実施
- 地域福祉に関する出前講座の実施

(3) 福祉活動プラザの運営

【佐世保市】

- 福祉活動プラザの管理運営
- 福祉系団体及びその活動に対する支援
- 福祉的支援が必要な人を支える人材育成
- 市民を対象とした福祉に関する意識醸成、啓発活動



自立した生活を支える福祉サービスの展開

重点 プロジェクト

佐世保“安全・安心のまちづくり”プロジェクト

災害から地域住民の生命を守るために必要な取組みの一つとして、住民が主体となって地域の防災マップを作成することで、一人ひとりの防災・災害に関する認識や関心を高めるとともに、地域の連帯の深まりをめざします。

その地区で行う防災活動を地区住民の共通認識とするためには、明文化し共有する必要があります。そのため、「地区防災計画」が有効です。

「地区防災計画」とは、いろいろな地区（例えば「地区自治協議会」）を単位として、その地区に特化した防災計画を地区内に居住する住民等が自ら作成するものです。

【プロジェクトの内容】

- 各地区でそこに住む住民が主体となって、防災マップを作成します。
（避難所、避難経路、災害時の危険個所などの把握）
- 地域の身近なリスク等を知る機会として、将来的に各地区での防災訓練で活用を図ります。
- 災害が各地で発生する中、防災について地域住民が自分の事として考えるきっかけとなるよう、作成プロセス自体に重点を置くため、そのプロセスを検討し、地域での実践につなげます。

【プロジェクト推進主体】

◆ 地区自治協議会

◆ 防災危機管理局

プロジェクト ロードマップ

項目	2019	2020	2021	2022	2023	2024 以降
防災マップづくり	モデル 実施地域の 選出	作成 計画	住民参加によるマップ作成	マップ活用訓練等の実施		
	全地域への 働きかけ	全地域におけるマップ作成				

【基本目標3 重点プロジェクトイメージ】

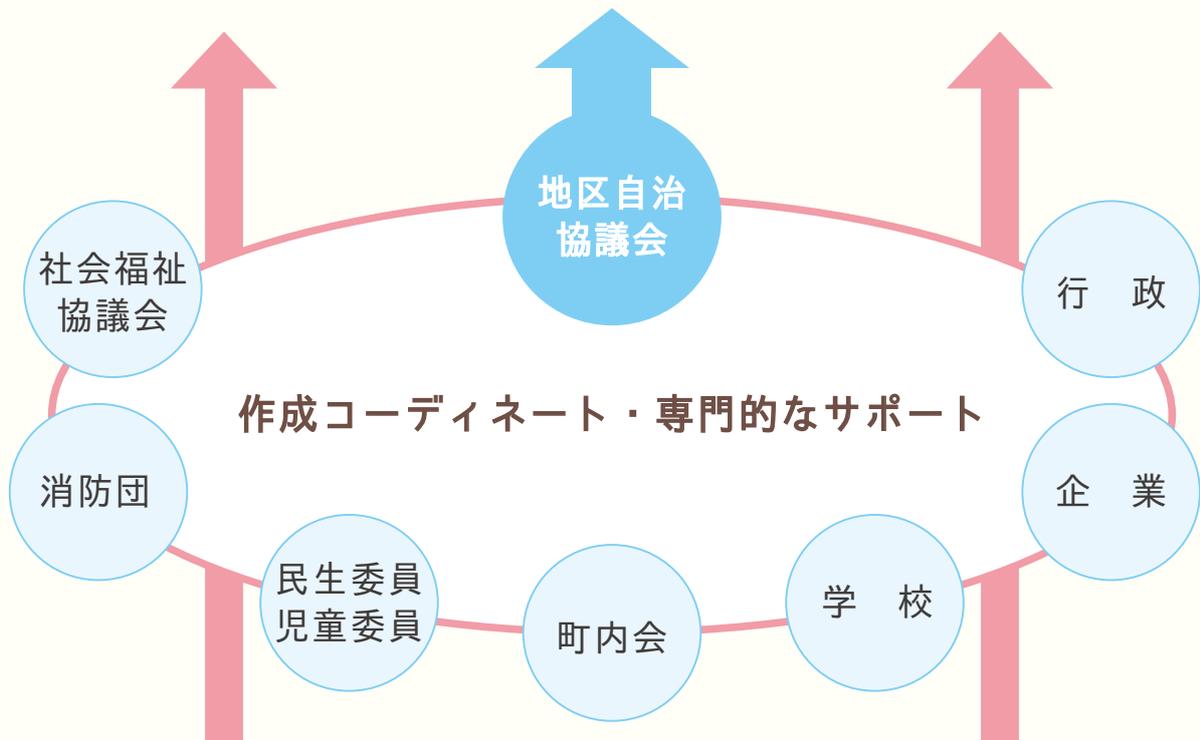
「みんなで安心防災マップ」の作成

- 地域ごとに住民参加により作成
- 多様な視点を反映する
- 作成プロセスを防災意識向上の機会とする
- 防災訓練等に活用できるものとする



【地区防災計画の特徴】

- ①地域の実情に即して考えるという密着性
- ②自発的に取組むという率先性
- ③みんなで力を合わせて展開するという連帯性
- ④日常のコミュニティ活動として展開するという日常性



地域の多様な災害時の課題・ニーズの把握

子ども	高齢者	障がい者	ひとり暮らし
性別	通勤通学者	観光客	ペット ... 等

施策
1

生活支援・自立支援等の取組み

経済的自立や生活意欲の助長促進のための資金貸付制度の普及・活用により、低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯が安定した生活を送ることができるよう支援します。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・活用など、判断能力が不十分な人たちの権利を擁護する仕組みの普及と活用に努めます。

主な取組み

(1) 佐世保市福祉資金貸付事業

【社会福祉協議会】

- 相談対応と生活困窮の状態に応じた資金貸付
- 民生委員・児童委員並びに関係機関との連携

(2) 長崎県生活福祉資金貸付事業

- 生活困窮者自立相談支援事業と連携した支援
- 制度の周知（広報紙、ホームページ）

(3) 生活困窮者自立相談支援事業の推進

【佐世保市】

- 生活困窮者自立相談支援事業
- 自立相談支援、就労準備支援及び家計改善支援の一体的な取組み

【社会福祉協議会】

- 関係機関、地域住民への周知（事業説明会、広報紙、ホームページ等）
- 出張相談会の実施
- 個別ケースを通じた、地域づくりの推進

(4) 日常生活自立支援事業

【社会福祉協議会】

- 生活支援員スキルアップ研修会の実施
- 生活支援員フォローアップ研修会の実施
- 制度の周知（広報紙、ホームページ、パンフレット）

(5) させば成年後見センター運営事業

【社会福祉協議会】

- 後見支援員スキルアップ研修会の実施
- 成年後見センターの周知（広報紙、ホームページ、パンフレット）

施策
2

緊急時や災害時に対応できる体制の充実

緊急時や災害時に対応するため、市民自らが備える仕組みや民間企業等が協力した活動について推進します。

また、災害時に手助けが必要な人への対応や地域における取組みを推進します。

主な取組み

(1) 緊急時・救急時に備える取組み

【佐世保市】

- 緊急時連絡カードの配布及び使用方法等の周知
- 救急医療情報キットの配布及び使用方法等の周知
- 地域見守りネットワーク協定の締結による企業との連携

(2) 災害時避難行動要支援者支援事業の推進

【佐世保市】

- 避難行動要支援者名簿の作成
- 避難支援関係者への情報提供に関する名簿対象者の同意（意思）確認と同意者数の増加
- 避難行動要支援者名簿（同意者分）の避難支援関係者への配付

(3) 福祉避難所

【佐世保市】

- 災害時における福祉避難所開設と要配慮者の受入れ対応
- 福祉避難所に関する市民及び関係者への適切な周知
- 要配慮者のうち乳幼児その他に対応するための施設の検討

施策 3

社会福祉法人による公益的な取組みの充実

社会福祉法人は、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域の福祉ニーズに対して積極的に対応していくことが求められています。

社会福祉法人が地域で公益的な取組みを行う際に、円滑に地域の福祉ニーズを把握できるよう協力し、地域の福祉サービスの充実を図ります。

主な取組み

(1) 地域公益事業への地域の福祉ニーズの反映

【佐世保市】

- 推進委員会での意見聴取による福祉ニーズの把握（地域協議会機能）

計画の推進に向けて

推進体制

地域福祉の推進の役割を担うものとして、市民、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、佐世保市社会福祉協議会、佐世保市など多様な主体が相互に協力し合い、本計画の基本目標達成をめざし、地域福祉活動に取り組めます。

計画を推進するための役割

● 市民一人ひとりの役割

地域福祉活動の主役は、地域で生活している市民一人ひとりです。

地域の一員として、隣近所とのあいさつなどにより、人と人との繋がりを大切にするとともに、地域福祉の担い手として、地域の課題を我が事として受け止め、住まう地域をより良くするため、地域でのボランティア活動等に参加するなど、自分が取組めることから積極的に参加することが大切です。

● 社会福祉協議会の役割

地域福祉推進の中心的な組織として、市民をはじめ、関係機関、各種団体等、幅広い分野との連携を強化し、地域福祉活動を促進することで、基本目標の達成をめざし、佐世保市と共に本計画の推進を図ります。

● 行政の役割

地域福祉を推進する社会福祉協議会をはじめ、各推進主体の役割を踏まえながら、相互の連携・協力を図るとともに、行政内部においては、市政のさまざまな分野との連携を強化し、分野横断的な視点で各施策を実施することで、基本目標の達成をめざし、本計画の推進を図ります。

進捗管理

佐世保市が設置する地域福祉計画推進委員会において、計画の進捗状況、取組みの効果などについて点検・評価を行います。

地域福祉計画推進委員会での評価は、次年度以降の施策や取組みへ反映させていく必要があることから、毎年度、実施します。

なお、本計画の性質上、地域福祉計画推進委員会の事務局は、佐世保市と社会福祉協議会の共同で担います。

計画の位置付け

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、地域福祉の推進の基本理念を共有し、市と社会福祉協議会等が連携・協働する実効性のある計画としています。

計画の期間

本計画の期間は、平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの5年間とし、社会情勢の変化や住民のニーズの変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

西暦（年度） 【年号（年度）】	2013 【H25】	2014 【H26】	2015 【H27】	2016 【H28】	2017 【H29】	2018 【H30】	2019	2020	2021	2022	2023 ~
地域福祉計画 地域福祉活動計画	(第1期)	第2期					第3期				

表紙のデザインは長崎県佐世保市針尾島に架かる西海橋です。
この計画が、「地域の『人と人』が“つながり”“支え合い”“助け合う”
『架け橋』となるように」、という思いが込められています。

第3期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画

平成 31 年（2019 年）3 月

【発行・編集】

佐世保市 保健福祉部 保健福祉政策課
〒857-0042
佐世保市高砂町 5-1 中央保健福祉センター（すこやかプラザ）
電話：0956-24-1111（代） FAX：0956-25-9684

佐世保市社会福祉協議会 地域福祉課
〒857-0028
佐世保市八幡町 6-1
電話：0956-23-3174 FAX：0956-23-3175